一票がつくる秋田の新時代

秋田県知事選挙
秋田県議会議員一般選挙

投票日・4月12日(日)

投票時間・午前7時～午後6時

（開票は市民体育館で午後7時から）

◆県知事、県議選挙で投票できる方

・年齢　4月12日現在で、満20歳になる方（昭和42年4月13日以前に生まれた方）

・転入　4月2日現在で、3カ月以上当市に居住している方（昭和62年1月2日以前から当市に居住しており、住民基本台帳に記録されている方）

〈1月3日以降に県内の市町村から大館市に転入された方〉は、

知事・県議選の投票は、**転入前の市町村で行う**ことになります。この場合には「**現在地住民登録証明書**」が必要ですので、投票日前に当市市民課から同証明書の交付（無料）を受けてから投票してください。なお、前記に該当する方は、転入前の市町村に手続きをすると大館市で不在者投票ができます。

不在者投票

投票日の当日、出張や旅行、その他やむを得ない理由で不在になる方は、前もって不在者投票をすることができます。

期間・知事、県議会議員選挙
4月11日まで
・市長、市議会議員選挙
4月19日～4月25日まで

場所・市選挙管理委員会事務室

時間・午前8時30分～午後5時

持参するもの・印鑑、入場券

・県知事、県議会議員の不在者投票は、4月3日以降に行いますと一回の手続きで投票できます。

◇出稼ぎ者の皆さんへ

出稼ぎ等で選挙当日、不在の方は、事前に請求書（用紙は選管に準備）を提出してください。

選挙についての問い合わせ
大館市選挙管理委員会
☎49～3111 内線297

投票入場券は2回使います

投票入場券は、4月1日以降に郵送しますが、県知事・県議会議員選挙及び市長・市議会議員選挙に共通して使います。汚したり、なくしたりしないで投票が済むまで大切に保管してください。

投票する際は、あらかじめ入場券の「投票所名」を確認の上、投票所へおでかけください。

3月16日以降に市内転居された方

選管の事務処理上、3月16日以降に、市役所市民課、花矢支所、十二所出張所へ転居届（市内で住所を変えた方）をされた方は、転居前の住所に入場券が届きます。入場券に記載された投票所で、知事・県議会議員選挙及び市長・市議会議員選挙を行うようお願いします。

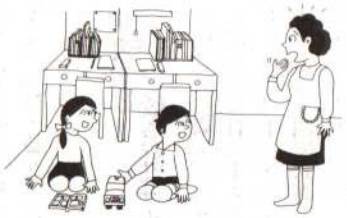

「宿題すませたの」
「お母さんこそ投票すませたの」

大館市長選挙
大館市議会議員一般選挙

投票日・4月26日(日)

投票時間・午前7時～午後6時

（開票は市民体育館で午後7時から）

◆市長、市議会議員選挙で投票できる方

年齢・4月26日現在で満20歳になる方（昭和42年4月27日以前に生まれた方）

転入・昭和62年1月18日以前に転入届をし、住民基本台帳に記録され、引き続き市内に住んでいる方

選挙人名簿の縦覧

・県議会議員　4月2日～4月3日

・市長・市議会議員　4月19日～4月20日

※縦覧場所は市選挙管理委員会事務室で、午前8時30分～午後5時（土曜日の午後、日曜日でもできます。）

◆市長選挙は記号式投票

市長選挙は、「○」印だけを記載する記号式投票です。

投票用紙には、あらかじめ候補者の氏名を印刷していますので、下記の記載例のように候補者名の上欄に「○」を**一つだけ書いて**投票してください。

なお、知事、県議会議員、市議会議員の選挙の投票は、投票用紙に、候補者の名前を記入してください。

〔有効です〕

○をつける欄	候補者氏名
○	大館A男
	秋田B男

「大館A男」に投票するとき

○をつける欄	候補者氏名
	大館A男
○	秋田B男

「秋田B男」に投票するとき

〔無効です〕

○をつける欄	候補者氏名
×	大館A男
○	秋田B男

○以外のことを記載

○をつける欄	候補者氏名
○	大館A男
○	秋田B男

両方だから